

ひとりひとり
障害者の **態様** に応じた
多様な 委託訓練

障害のある人の雇用・就業へのステップを支援する効果的な委託訓練を実施するために

委託訓練の実施をお考えの機関に

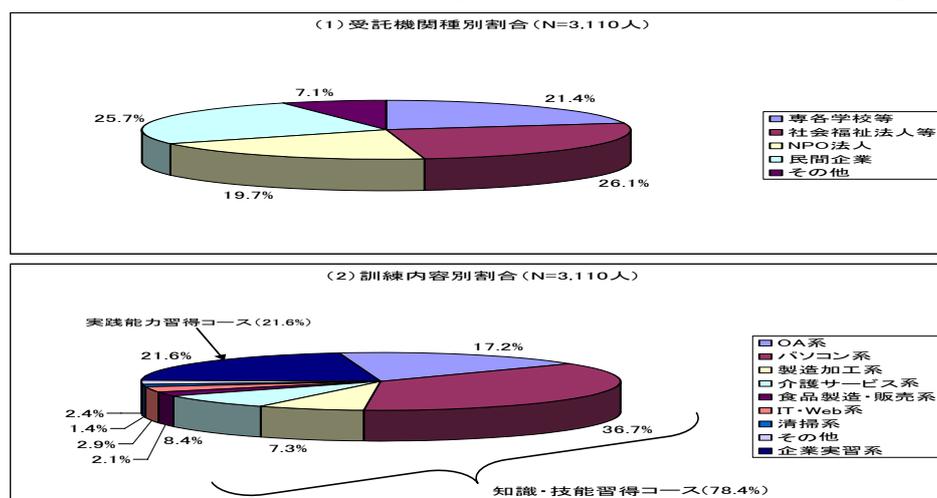
受講希望の方、実施をお考えの機関のご参考に

	ページ
はじめに 1
1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練について 2
2 効果的な委託訓練を実施するために 3
(1) 委託訓練の開始前に (Q 1) 3
(2) 職業訓練カリキュラム (Q 2～Q 3) 4
(3) 職業訓練期間中の指導・援助 (Q 4～Q 5) 6
(4) 職業訓練期間中の留意事項 (Q 6～Q 7) 8
(5) 職業訓練成果の評価 (Q 8～Q 9) 10
(6) 就職支援活動と関係機関との連携 (Q10) 12
3 様々な委託先でこのような職業訓練が実施されます 13
4 委託訓練の制度についてよくある質問とその答 25
5 都道府県問い合わせ先一覧 27

はじめに

障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「委託訓練」といいます。）は、障害のある人の職業訓練のチャンスを大幅に拡大して、その雇用・就業を支援するために、平成16年度から全国で開始しています。この委託訓練の開始により、地域の様々な機関の力を活かした職業訓練が各地で実施されています（下図をご参照ください）。

平成16年度における委託訓練の実施機関と職業訓練内容



厚生労働省職業能力開発局能力開発課では、この委託訓練の一層効果的な実施等を図るため、「障害者職業能力開発の展開の在り方に関する研究会」を開催し、その下に「雇用への円滑な移行に係る能力開発プラン専門作業部会」を設け、全国で行われている様々な委託訓練の実施状況を把握する中で、職業訓練ノウハウ等について収集し、本パンフレットを作成しました。

本パンフレットが、この委託訓練の実施を考えている機関・団体や企業に活用されるとともに、障害のある人がこの委託訓練を受講して雇用・就業に向けてチャレンジするためのお役に立つものとなれば幸いです。

厚生労働省職業能力開発局能力開発課

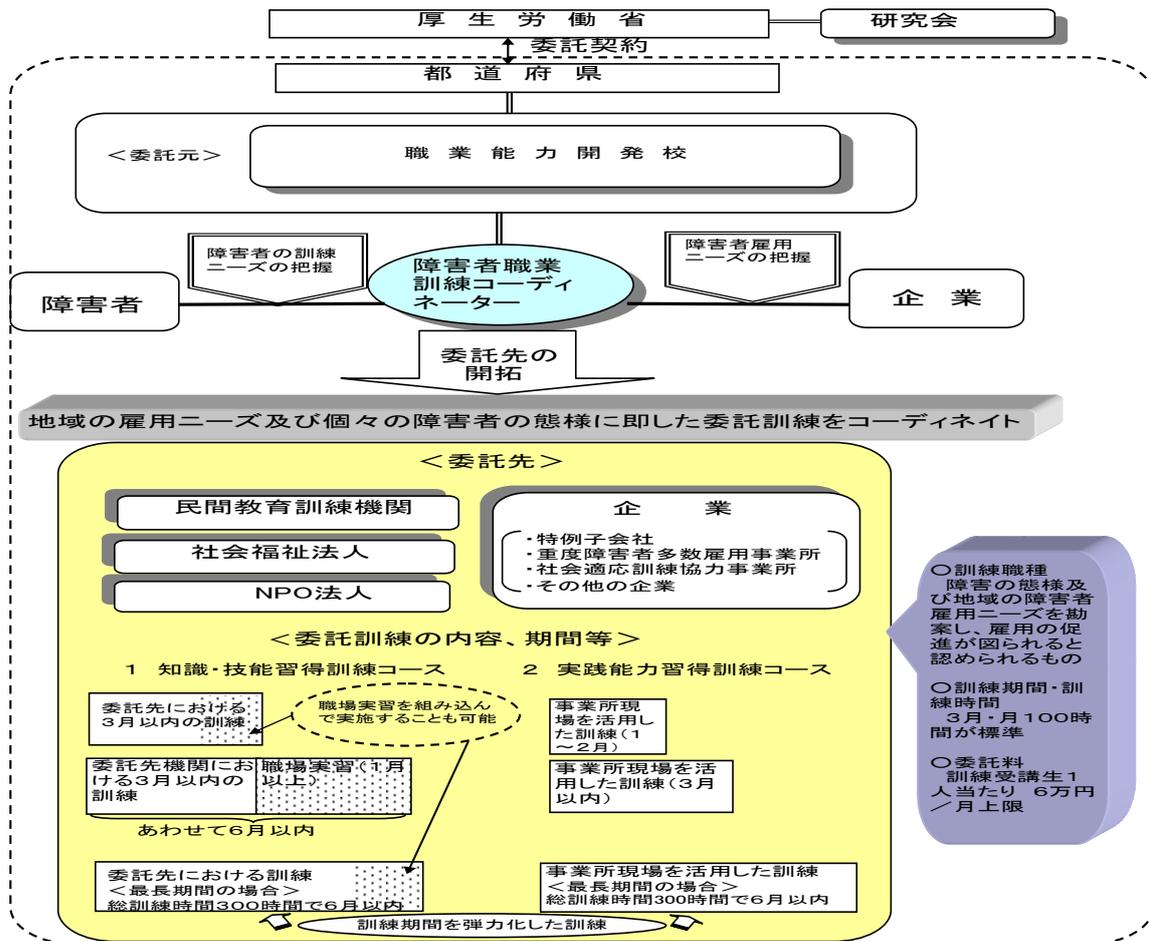
専門作業部会参集者の皆様（50音順・敬称略。○座長）

- 市木 通貫 NPO法人障害者雇用部会事務局長・障害者職業訓練コーディネーター
(神奈川県)
- 酒井 京子 大阪市職業リハビリテーションセンター管理係長・委託訓練部門統括
- 佐藤 宏 職業能力開発総合大学校福祉工学科非常勤講師
- 常盤 正臣 (財)東京しごと財団委託訓練チーフコーディネーター
- 吉江 英夫 障害者職業訓練コーディネーター (長野県)

1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練について

- (1) 趣旨：障害のある人が居住する地域で、多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害のある人の雇用の促進を図る。
- (2) 訓練コース：
- イ 知識・技能習得訓練コース（就職に必要な知識・技能の習得を図るために、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース。このコースを受託した機関が開拓した職場実習を組み込んだり組み合わせたりして実施することも可能。）
 - ロ 実践能力習得訓練コース（実践的な職業能力の開発・向上を図るために、企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース。）
- (3) 訓練期間、訓練時間：標準3月（1月当たり100時間）。両訓練コースとも、訓練期間を弾力化して、総訓練時間を実施する訓練期間を2倍まで延長して実施することも可能

<障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施スキーム>



*平成18年度からは、eラーニングコースも新設する予定です。

委託訓練の実施をお考えの機関に

2 効果的な委託訓練を実施するために

(1) 委託訓練の開始前に

Q1 障害に対応した効果的な委託訓練を実施するために、職業訓練開始前に対応しておくべきポイントは何でしょうか。

この委託訓練は、その名が示すように、障害の態様に応じて受講生の職業能力の開発・向上を効果的に行うことを目的としています。そのためには、受講希望者一人一人の状況を把握することが必要ですが、受託先には、障害者職業訓練コーディネーター等を通じて、受講希望者の状況が伝えられることとなります。これまでの例では、受託側で、さらに受講希望者に対する個別面接を実施して、本人の状況や就職への意欲、意志を把握している場合が多いようです。その際、障害者職業訓練コーディネーターの他、受講希望者の就労を支援している機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他の就労援助センターなど）がある場合は、可能であれば当該機関の担当者にも同行してもらい、本人のニーズを把握することが有効です。

さらに、受講希望者に対しては、職業訓練の内容を説明するとともに、訓練現場の見学や、短時間の訓練体験などを行って、受講希望者自身が職業訓練の内容をよく理解し、職業訓練を受講して就労することに対する意欲や意志をしっかりと持つことができるように支援することが重要です。必要な場合は、保護者等に対するこの委託訓練の目的、内容の説明を行い、理解を求めることも重要です。

また、本人等から職業訓練期間中に服薬管理や通院が必要などの個別の配慮が必要である旨の申し出があった場合は、十分な配慮をお願いします。

なお、受講希望者は、ハローワークへの求職登録がまだの場合は忘れずに行ってください。

<委託訓練前の事前面接についての声>

- 社会福祉法人の場合：個別に面接して、本人のニーズを把握し、その後検討会議を開催して適切な訓練コースの設定を行っています。
- 知的障害のある人の委託訓練を実施した企業の場合：事前の面接で最も重視することは、就労意欲の有無とその程度です。
- 身体障害のある人の委託訓練を実施した企業の場合：事前の面接で本人の就職に対する意欲や技能のレベル、希望職種を把握しています。

(2) 職業訓練カリキュラム

Q2 知識・技能習得訓練コースの実施を考えています。職業訓練カリキュラムは、就職に結びつくよう企業のニーズに即した内容とすると同時に、障害の状況に対応したものにしたいのですが。

知識・技能習得訓練コースでは、IT技能、オンデマンド印刷技能、コールセンターオペレーター技能、介護技能（ピアヘルパーを含む）、ビルクリーニング技能、メール便等の集配技能、保育補助などの技能を習得するための科など、様々な職業訓練が実施されています。実施例については、P13～14、P16 及びP20～24 に掲載していますのでご参照ください。

知識・技能習得訓練コースを実施する際に重要なことは、技能の習得とともに、修了後の就職を支援するためのカリキュラムを組み込むことです。例えば、知識・技能習得訓練コース修了後多くの就職に結びついている事例では、企業で働くためのビジネスマナー（社会人としてのマナーや常識、守秘義務等）や就職に向けての支援（履歴書の書き方、面接の受け方、プレゼンテーションの方法等）を職業訓練カリキュラムの中に入れて実施しています。

また、知識・技能習得訓練コースでは、職業訓練で習得した技能の応用や定着を図るための職場実習を組み込んだり、組み合わせることも効果的です。例えば地域にネットワークを有する社会福祉法人が実施した知識・技能習得訓練コースでは、その社会福祉法人内での基礎的な職業訓練で本人の適性を見極めた後、ネットワークを活用しながら様々な職場実習先を開拓し職場実習先に支援者が同行して指導・支援を行い、職業訓練修了後の就職に結びついています。職業技能に関連する地元の経営者団体・協会などがある場合は、これらの団体等と連携して職場見学や職場実習を実施し、受講生の就職への動機付けを一層高めることも効果的です（P13 の例）。

さらに、精神障害のある人など、訓練の最初から月標準 100 時間（月当たりの下限時間は 80 時間。ただし、45 分以上 60 分未満を 1 時限とする場合は、それを 1 時間とみなします。）の受講が困難である場合は、訓練期間を弾力化（訓練期間の弾力化については P25 をご参照ください）し、期間をかけて、あるいは段階的に訓練時間を延ばして職業訓練を実施することもできます。

このように、この委託訓練は、受講生の状況に応じた柔軟な職業訓練カリキュラムの設定ができることが特徴です。

Q3 実践能力習得訓練コースは、就職に必要な実践的な職業能力の習得を目指すものということですが、どのような内容の職業訓練が実施されているのでしょうか。

実践能力習得訓練コースは、企業等の事業所現場を活用して実施する職業訓練ですから、受託する企業等に応じてその内容も多種多様です。実施例についてはP14～20に掲載していますので、ご参照ください。

職業訓練カリキュラムについては、作業訓練そのものは、必ずしも受講生用に特別仕立てのものを組む必要はありませんが、漫然と作業訓練を実施するのではなく、職業訓練内容を体系づけておくよう留意が必要です。作業訓練とともに作業訓練に使用する機械・器具の使い方の指導、安全衛生に係る指導を実施すること、そして職場生活のルール（あいさつ、礼儀、返事、報告、上下関係等）を学ぶためのカリキュラムを用意することが大変重要です。

例えば、知的障害のある人に対して、1月90時間の清掃科の職業訓練を実施した企業の職業訓練カリキュラムでは、学科の時間を18時間とり、会社概要、会社の目標、ルール、マナー、危険予知トレーニング、清掃作業の基礎を指導し、作業訓練の中にも技能そのものに加えて学科で学習した挨拶、マナー等の具体的な習得を訓練目標として実施し、多くの就職が実現しました。

さらに、毎日、訓練時間の最後に訓練日誌をつける時間を設け、その日の職業訓練について受講生自身の反省や評価、感想などを記入し、職業訓練に取り組む意欲を高めている事例もあります。

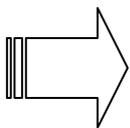
なお、職業訓練ですから、職業訓練に関係のない作業に従事させないこと、時間数については所定就業時間内であること、安全・衛生などの条件について関係する法律の規定に準ずる取り扱いをする必要があります。

<受託企業の声>

○身体障害のある人の訓練を受託した企業：委託訓練は、企業、受講生双方にとって、事前に雇用への段階を踏める大きなメリットがあります。委託訓練では企業で働くために必要な実践的なIT技能を指導することに重点を置きました。

○知的障害のある人の訓練を受託した企業：知的障害のある人の職種は限定的ではありません。個々人の能力を把握し取り組んでいます。

○精神障害のある人の訓練を受託した企業：委託訓練を通じて受講生のまじめさと熱心さがよく理解できました。



(3) 職業訓練期間中の指導・援助

Q4 知識・技能習得訓練コースで集団指導をする場合、訓練効果をあげるためにはどのような指導をすれば良いのでしょうか。

個々の状況に応じて障害は多様ですから、職業訓練を実施する場合はきめ細かな配慮と支援が必要となります。このため、集団指導の場合は、メインで講義を行う指導者と、各人の状況をみながらサポートする者との複数体制で職業訓練を進めることが望まれます。また複数体制が無理な場合でも、個人ごとの進捗状況に十分配慮する必要があります。複数体制の場合には、指導者間の指導に食い違いが生じないように、相互によく情報交換・連絡を行うことが必要です。

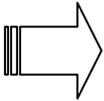
技能の習得に関しては、集団指導の場合でも、個々人の訓練目標を立て、職業訓練で学習している技能に関する検定試験等がある場合はその積極的な挑戦を促し、技能習得状況の確認と自信を受講生本人が持つことができるよう誘導する指導を行うことが重要です。

訓練に使用する機器については、個々の障害に応じ、アクセシビリティを高める環境を整える必要があります。

このほか、技能に関する指導の他に、受講生が就職を意識して職業訓練を受講することができるよう、就職している障害のある人の話を聞く時間を設けるなどの工夫も効果的です。

集団で職業訓練を行うことにはメリットもあります。職場は基本的には集団で成り立っていますから、チームワークの形成など集団で行動することの重要性を受講生が職業訓練を通じて体感できることです。受講生同士の良い関係を創ることにより、あたかもピア・カウンセリング的な雰囲気が形成され、職業訓練に対する意欲や就職に対する意識が高まる効果も期待することができます。

<受講生の声>

- 
- 職業訓練を受けて、様々な人に出会い、自分を見つめ直すことができました。
 - 職業訓練を受けて、周囲と協調性がとれ、周りの人の気持ちを少しわかって行動することができるようになりました。
 - 集団で職業訓練を受講する時に、自分勝手な態度や行動では周囲に迷惑をかけるということが身にしみました。

Q5 企業で実践能力習得訓練コースを実施する場合は、企業の従業員が指導に当たることとなります。企業として、どのような指導を心がければ良いでしょうか。

企業での実践能力習得訓練コースについては、まず障害のある受講生を受け入れることについて社内でコンセンサスを形成し、社内でのバックアップ体制をとり、指導を担当する従業員を定めて実施することが必要です。

実際の職業訓練の実施に当たっては、あらかじめ職業訓練の全体スケジュール、一日の流れ、作業訓練手順書について、指導者用、受講生用のものを用意しておくとい良いでしょう。

受講生は、緊張と期待をもって職業訓練に臨んできますから、職業訓練の内容や流れをきちんと示すことが受講生に安心感を与えます。

さらに、指導のポイントを押さえるとともに、訓練終了後に受講生に対する適正な評価を行うためにも、指導チェック表などを作成しておくことが効果的です。

最も重要なのは、「歓迎する」「一緒にやっぺいこう」という企業側の姿勢です。障害のあることに対する過度の特別扱いはかえってよくありません。短時間では難しいことかもしれませんが、障害特性と障害部位、そしてその人の特徴への深い理解の下で、受講生と上手に心のふれあいを取ることができれば、大きな訓練効果をあげることが出来ます。

受講生を受け入れることにより、指導に当たる従業員や他の従業員にも良い影響が出たという声も多く寄せられています。

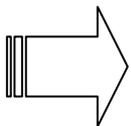
<受託企業の声>

○初めて知的障害のある人の訓練指導を実施した企業

最初は不安でしたが、受講生は手順書どおりに皆熱心に取り組んで、従業員の方が見習ってほしいくらいでした。

○障害のある従業員が受講生の指導を担当した企業

受講生を指導することで、障害のある従業員の責任感や意欲が高まるなど、予期しなかった良い影響が出ています。



(4) 職業訓練期間中の留意事項

Q6 委託訓練の実施中に、障害に応じて配慮することが必要なことはありますか。

職業訓練期間中に一番留意しなければいけないことは、受講生の健康管理と安全管理です。これは、障害の種別に関係がありません。

受講生個々に配慮が必要な事項については、訓練開始前に障害者職業訓練コーディネーターや本人等から確認しておくとともに、職業訓練実施中は受講生の体調確認を怠らないようにお願いします。

障害別には、身体障害のある受講生については、主にバリアフリーの施設・設備、訓練使用機器等のハード面での対応が重要となりますが、障害によっては褥瘡の予防などの健康面での配慮が必要な場合もあります。聴覚、視覚障害等のある人の場合は、その人に応じた情報伝達手段を用意することが必要です。

知的障害のある受講生については、家族や支援機関との連絡・連携がポイントとなることが多く指摘されています。職業訓練の効果をあげるためには規則正しい生活が大変重要だからです。実際の職業訓練指導については、テキスト等の漢字にルビを振ったり、図などを使用したわかりやすい指導に加えて、指示がわからない場合は指導者に対して質問できるようにするということが重要な指導内容です。さらに、就職までの道筋を実際の事例を引いて紹介するなど、できるだけ具体的な職業訓練指導が重要です。

精神障害のある受講生については、先のことを心配しすぎて不安にならないよう、今できることを指導者と一緒に考えていこうという姿勢で臨むことが重要です。また急な予定変更に苦手な人の場合は、変更の都度、丁寧に情報を伝えることが必要です。

(障害別の障害に関する基礎知識や留意事項についての実践的な参考資料として、(独)高齢・障害者雇用支援機構発行の「障害者雇用マニュアル」、「障害者職域拡大マニュアル」などもご参照ください。)

<受講生の声>

- 手順書を使って丁寧に指導してもらい、かなり自信ができました。
- 初めは、違う国に来たかのように不安でしたし、疲れて、家に帰るとすぐに寝ていました。でも馴れてくると、訓練を受けて、働くことが楽しいことだとわかりました。
- 就職はあきらめかけていましたが、働く意欲と自信をとりもどすことができました。

Q7 委託訓練を効果的に実施するために、職業訓練中、どのような支援が行われているのでしょうか。

受託先機関の特徴と各受講生のニーズや障害の状況に応じて、様々な支援が行われています。

例えば、職業経験のない受講生には、職場で求められる様々な状況への対応（納期に対する責任、電話対応、あいさつ、返事、報告等）を繰り返し指導し、支援することが重要です。

また、精神障害のある受講生については、障害を「オープン」あるいは「クローズ」にして就職するかを決めることがまず重要となるので、両者のメリット、デメリットをよく話し合うことが必要です。

さらに、当初計画していた職業訓練カリキュラムについて、本人の状況や能力、希望にあわせて変更する柔軟性を持つことも求められます。

毎日の職業訓練では、受講生に声かけするなど、受容的な雰囲気を作成する配慮が重要です。

就労支援を熱心に行っている社会福祉法人では、受講生について定期的にケース会議を開催して支援内容・方法を検討し、それを実際の職業訓練に活かすことにより、多くの就職が実現している事例があります。また、知識・技能習得訓練コースにおいて職場実習を組み込み・組み合わせを行うことにより、受託先の施設内では気づけなかった支援すべき事項を見つけることができます。

なお、委託訓練実施中、受託機関のみでは解決できない問題が生じた場合は、障害者委託訓練コーディネーターや拠点校等にご相談ください。

＜受講生の声＞

- よくがんばったねと言われて嬉しかった。
- 責任をもって作業することの重要性がわかりました。
- 委託訓練を受け、企業で働くことの厳しさ、楽しさがよくわかりました。
- 指導者の誠意ある指導に感謝しています。
- この委託訓練を受けてみて、どんどん新しいことに挑戦し、自分の能力を自己限定するのはやめようと思いました。
- この委託訓練で新しい職種を知ることができ、さらに高度な技術・知識を身につけたいという意欲がわいてきました。

(5) 職業訓練成果の評価

Q8 委託訓練の成果を障害者ごとに評価することがその後のステップアップのために重要と考えます。実際には、どのような評価が行われていますか。

受講生各人ごとの職業訓練の目的に対して、それぞれどのような段階にまで達したかということを受託者が適正に評価し、それを受講生にきちんと伝えることは、委託訓練修了後、次のステップ（就職等）につなげていくために大変重要です。

評価項目としては、職場生活への適応面（出欠席、持続力、規律等の遵守、受講態度）、技能面（技能レベル、職業訓練への集中度、理解度、安全衛生意識など）の二面から行われている事例が多いようです。

訓練成果の評価は、ハローワーク等におけるその後の職業相談、職業紹介につないでいくためにも大変重要です。委託訓練実施結果報告について都道府県が定めている提出様式がある場合は、当該様式への記入・提出をお願いします。

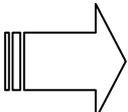
<委託訓練修了時の評価項目の例：実践能力習得訓練コース>

訓練受講者氏名
訓練目標
訓練期間、受講日数
<基本ルールの習得及作業態度、対人態度に関する事項>

<技能習得に関する事項>

<総合所見>

<受託機関（企業を含む）の声>

- 
- まず、委託訓練を受けたことが受講生本人にどのようにプラスとなったかという面を中心に評価した上で、残された課題を整理するという評価を行っています。
 - 職業生活面と技能面の両面をあわせて10程度の項目を設けて5段階の評価を行い、就職にむけての課題を総合評価しています。

Q9 委託訓練の評価を受講生にどのように伝えていますか。

指導者の評価と受講生の自己評価が一致しているとは限りません。目標に向かって職業訓練を受講する意欲を高めるためには、委託訓練実施中にも受講生と面談し良い点や課題を話し合い、受講生の自己認識を形成する機会を設けることが重要です。委託訓練実施期間中の障害者職業訓練コーディネーターの訪問時に受講生と指導者の三者で面談したり、障害者職業訓練コーディネーターと受講生との面談の際に指導者側の評価を伝えることも良いでしょう。

月に一回、指導者側からの評価票（挨拶、報告、集中力、技能習得状況）を示して受講生と指導者が面談を行い、今後の課題について話し合い、その後の職業訓練に活かしていくというきめ細かな方法をとっている受託機関もあります。この受託機関では、委託訓練修了時には、指導者と受講生本人の双方が職業訓練受講の効果及び今後の課題についての報告書を出してその2つの報告書をもとに今後の支援（関係機関への連絡、連携等）を検討しています。また職業訓練カリキュラムの中に、受講生に訓練日誌をつける時間をとっている場合は、その日誌に対して指導者側からの反応（評価）を返すことが、職業訓練に意欲的に取り組む動機づけを高めます。

さらに、委託訓練修了時には受託機関（企業を含む）指導員等から評価結果を本人にフィードバックすることが望まれます。良いところはきちんとほめるとともに、今後の課題を受講生本人がしっかり認識できるよう、支援をお願いします。

<委託訓練修了時の自己報告書の例：知識・技能習得訓練コース>

委託訓練 自己報告	
氏名	記入日
○どのような目的でこの訓練を受けたのですか	
○この訓練であなたの望む目標は達成できましたか	
<input type="checkbox"/> 達成できたもの	<input type="checkbox"/> 達成できなかったもの
○その他、この訓練を受けて、自分自身で何か変わったことがあれば書いてください	

(6) 就職支援活動と関係機関との連携

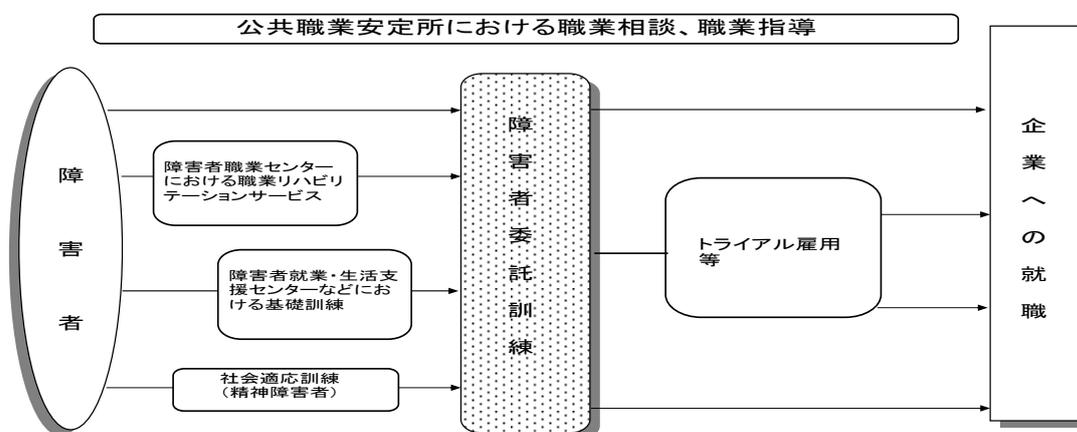
Q10 知識・技能習得訓練コースの場合、委託訓練修了後の就職支援活動をどのように行っていますか。

知識・技能習得訓練コースでは、委託訓練実施期間中から就職を意識した活動を取り入れて実施すること委託訓練修了後の好結果につながります。

例えば、委託訓練期間中に「就職活動日」を設け、受講生が地元のハローワークに行き、求人検索パソコンの使い方などの体験と指導を行っている事例があります。このような活動を行う場合は、障害者職業訓練コーディネーターやハローワーク担当者等と連携して実施することが効果的です。同じく、委託訓練の後半にはハローワークへ職業相談に行き、就職先が求める知識・技能の習得に重点を置いた訓練を実施し、就職が実現した事例があります。また、委託訓練後半の障害者職業訓練コーディネーター訪問時には、就職支援方法・内容について打合せを行うとともに、受講者と障害者委託訓練コーディネーターの個別就職相談の時間を設定する、ハローワーク等が主催する合同面接会に参加するなど重要な就職支援活動です。さらに、委託訓練修了時の実施結果報告はその後のハローワークにおける職業相談・職業紹介につなげるためのものとなります。

就労支援を行っている社会福祉法人等や地域の就労支援機関において知識・技能習得訓練コースを実施する場合は、委託訓練修了後の支援内容や仕事とのマッチングについて受講生と十分話し合い、ハローワーク等と連携をとりながら就職支援活動を進めることにより、多くの就職が実現しています。

<就職に向けて効果的と考えられる委託訓練の組合せ例>



受講希望の方、実施をお考えの機関のご参考に

3 様々な委託先でこのような職業訓練が実施されています

(1) 社会福祉法人などで

職場実習を組み合わせる

コース区分	知識・技能習得訓練コース（職場実習組合せ）	ここがポイント！
コース名称	集配・喫茶サービス科	
受講者数	随時1～2人実施	
訓練期間	3か月	
訓練時間	300時間	
カリキュラム内容	<p>学科（社会福祉法人内で実施）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマナー、安全衛生、計算基礎、就職指導、実務指導（メール便の宅配及び家庭に出向いての中古本の集荷（1冊から）、軽飲食サービス・パン製造の基本実務） <p>実技（委託先社会福祉法人が開拓した企業における職場実習）：</p> <p>学科期間中に本人の適性に基づき、次のいずれかを選択 メール便の集配、古書の買い取り、パンの販売、軽飲食サービス</p>	
対象障害	身体障害、知的障害	
委託先	社会福祉法人	
特記事項	<p>☆社会福祉法人における1月100時間の訓練の後、1～2月の職場実習（200時間標準）を行うことにより、次々と就職に結びついている。</p>	ここがポイント！

コース区分	知識・技能習得訓練コース（職場実習組合せ）	ここがポイント！
コース名称	ビルクリーニング科	
受講者数	13人	
訓練期間	2か月	
訓練時間	160時間	
カリキュラム内容	講義、実技演習、職場見学	
対象障害	精神障害	
委託先	社会福祉法人	
特記事項	<p>☆ビルメンテナンス協会の協力を得て職場実習先及び職場見学先を開拓。</p> <p>☆障害特性に対応し、午後に5時限（1時限45分）、週4日で実施し、3人の就職が実現。</p> <p>☆拠点校に設置した障害者の自立・就労支援協議会で支援。</p>	ここがポイント！

社会福祉法人等の資源を十分活用して

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	基礎訓練科
受講者数	随時1～2人実施
訓練期間	3か月
訓練時間	303時間
カリキュラム内容	就職支援講座（24時間） 水耕栽培、露地栽培、ロックウール栽培（277時間）
対象障害	知的障害
委託先	社会福祉法人
特記事項	<p>☆社会福祉法人が有する作業所、その他の施設で職業訓練を行うとともに、就職支援講座（学科）を実施。</p> <p>☆関係機関と連携したケース会議等の開催など、きめ細かな支援を実施。</p> <p>☆受講修了生の過半数の就職が実現。</p>

ここがポイント!

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	ダイレクトメール科
受講者数	6人
訓練期間	1か月
訓練時間	100時間
カリキュラム内容	ダイレクトメールの封入及び結束作業技能の習得
対象障害	知的障害
委託先	小規模作業所
特記事項	<p>☆重度の知的障害のある人や、自閉障害のある人が利用するダイレクトメール封入・結束作業を行う作業所が実施。</p> <p>☆受託先機関を利用している人の真剣な作業ぶりが、受講生の就職に対する意欲の向上に好影響をもたらした。</p> <p>☆受講修了生の過半数の就職が実現。</p>

ここがポイント!

(2) NPO法人で

受託先NPO法人の得意分野を活かして

○特例子会社などが多く参加しているNPO法人で

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	インターンシップコース
受講者数	随時（年間100人）
訓練期間	2か月
訓練時間	200時間標準 ここがポイント!
カリキュラム内容	NPO会員の特例子会社の事業所現場を活用し、個々の障害のある人に対応した職業技能を養成するための実践訓練
対象障害	身体障害、知的障害、精神障害（4か月120時間という訓練期間の弾力化も可能）
委託先	特例子会社を中心としたNPO法人
特記事項	<p>☆NPO法人に設置されているインターンシップ事業部で受託。実際の職業訓練の場所は、障害のある人の受け入れや支援ノウハウがあるNPO法人会員の特例子会社。</p> <p>☆委託先で引き続き就職が実現する場合や、習得した技能をもとに他の企業での就職が実現される場合もある。</p>

○特例子会社、就労援助センターが参加しているNPO法人で

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	実践就労体験科
受講者数	随時
訓練期間	1か月
訓練時間	80時間
カリキュラム内容	特例子会社などにおける作業訓練（清掃、部品製造、梱包、ダイレクトメール集配送、クリーニングなど）
対象障害	知的障害
委託先	特例子会社、地域の就労援助センター、授産施設を会員とする、障害のある人の雇用を支援するNPO法人 ここがポイント!
特記事項	<p>☆NPO法人のコーディネーターが受講希望者に対する面談を行い、個々人に応じた委託先（特例子会社、就労援助センター関連企業）での実践能力習得訓練コースを選定。</p> <p>☆訓練修了後は、個々の受講生に対する評価を行い拠点校に連絡するとともに、就職に至らなかった場合は就労援助センターに登録し、引き続き継続的に就職を支援。</p> <p>☆募集要項の漢字にはすべてふりがなをつけて、応募者にわかりやすいよう工夫。</p>

○障害者の起業をサポートするNPO法人で

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	IT基礎科
受講者数	10人
訓練期間	3か月
訓練時間	300時間
カリキュラム内容	ビジネスマナー、Word、Excel 実務、ホームページ作成 NPOについて
対象障害	身体障害 ここがポイント!
委託先	障害者の起業をサポートするためのNPO法人
特記事項	☆訓練修了生がパソコンの初歩を講習する活動を始め、有償での講習依頼を受けるまでになった。 ここがポイント!

○NPO法人での雇用を目指して：

コース区分	実践能力習得訓練コース ここがポイント!
コース名称	パン製造・販売科
受講者数	3人
訓練期間	3か月
訓練時間	300時間
カリキュラム内容	材料加工・製造に伴う衛生管理、パン製造 接客対応、販売、清掃実技
対象障害	知的障害、精神障害
委託先	NPO法人
特記事項	☆個々人の状況に応じた内容から始めることにより、訓練環境へ適応が高まる。 ☆委託先への就職が実現。

(3) 特例子会社や重度障害者多数雇用事業所で

企業における障害者支援ノウハウを活かして

○特例子会社での実施事例：

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	企業内メール集配科
受講者数	1人
訓練期間	1か月

訓練時間	90時間
カリキュラム内容	学科：ビジネスマナー、業務日誌記入 実技：企業内デリバリー実務
対象障害	知的障害
委託先	特例子会社
特記事項	<p>☆知的障害軽度で障害を受容しないまま普通高校へ進学、卒業したが、就職先でうまくいかず退職。ハローワークでの職業相談等により手帳を取得。</p> <p>☆ハローワークとコーディネーターの連携により特例子会社における委託訓練を受講。</p> <p>☆委託先への就職が実現。</p>

ここがポイント!

○重度障害者多数雇用事業所での実施事例：

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	実践能力習得科
受講者数	5人
訓練期間	3か月
訓練時間	300時間
カリキュラム内容	調理サービス、清掃作業、クリーニングに関する実技基礎訓練
対象障害	知的障害
委託先	重度障害者多数雇用事業所
特記事項	<p>☆障害のある従業員が訓練受講生に教えることにより、従業員の責任感と意欲も増進。</p> <p>☆委託訓練修了後、3人が当該事業所に就職。</p>

ここがポイント!

(4) 特例子会社の立ち上げや新規操業を予定している企業などで

就職を希望する障害のある人の能力の向上等を図る支援ツールとして活用して

○特例子会社立ち上げのための実施事例：

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	清掃作業及び植物管理科
受講者数	16人
訓練期間	1か月

訓練時間	84時間
カリキュラム内容	学科：職場生活の基本（挨拶、ビジネスマナー、安全衛生） 実技：清掃道具の説明と実技、訓練日誌記入
対象障害	知的障害
委託先	特例子会社の立ち上げを予定している企業
特記事項	☆企業内の特例子会社プロジェクトチームとの緊密な連携。 ☆ハローワークが中心となって地域の就労支援機関をとりま めて受講生の募集とサポート体制を確立。 ☆委託訓練修了後、委託先企業での9人の就職が実現。

ここがポイント！

○新規操業に伴う雇用のための実施事例：

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	茸栽培科
受講者数	28人
訓練期間	2か月
訓練時間	160時間
カリキュラム内容	学科：ビジネスマナー、基本的労働習慣、茸栽培知識 実技：茸栽培実技
対象障害	身体障害
委託先	新規の工場のオープンを予定している企業
特記事項	☆企業、市、県福祉事業団が連携して実施し、受講生全員の就職が実現。

ここがポイント！

(5) 障害者雇用を検討している企業などで

就職のための実践的な職業技能の習得と、企業の
障害者雇用に対する自信を高めるツールとして

○身体障害のある人を対象とした事例：

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	一般事務科
受講者数	1人
訓練期間	1か月
訓練時間	168時間
カリキュラム内容	学科：事務一般、ビジネスマナー、安全衛生 実技：パソコン操作、事務実技
対象障害	身体障害（聴覚2級）

委託先	企業
特記事項	☆聴覚障害のある人とのコミュニケーションに関する企業の不安を委託訓練を通じて解消。 ☆委託訓練修了後、委託先企業での就職が実現。

ここがポイント!

○知的障害のある人を対象とした事例：

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	客室清掃科
受講者数	1人
訓練期間	3か月
訓練時間	354時間
カリキュラム内容	客室の清掃、食器のセッティングなどの宿泊、宴会施設に関する作業技能
対象障害	知的障害
委託先	企業
特記事項	☆修了後、委託先企業（旅館業）への就職が実現。

ここがポイント!

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	農作業科
受講者数	1人
訓練期間	3か月
訓練時間	354時間
カリキュラム内容	農園作業実務、ハーブ製品の加工
対象障害	知的障害
委託先	企業
特記事項	☆委託先とは別の企業（製材業）への就職が実現。

ここがポイント!

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	飲食サービス技能科
受講者数	1人
訓練期間	3か月
訓練時間	242時間
カリキュラム内容	労働習慣の習得、接客マナー 調理、洗浄、清掃等に関する作業技能
対象障害	知的障害
委託先	企業（喫茶サービス業）
特記事項	☆修了後、同業種の企業（喫茶店）への就職が実現。

ここがポイント!

○精神障害のある人を対象とした事例：

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	調理科
受講者数	1人
訓練期間	1か月
訓練時間	126時間
カリキュラム内容	学科：調理器具の使用法、安全確認、整理整頓、冷凍食品の知識 実技：調理、解凍作業、洗浄作業、
対象障害	精神障害
委託先	企業
特記事項	<p>☆精神障害に対する企業の認識不足や雇用時の不安を委託訓練で解消し、トライアル雇用の前段階の職場実習訓練として実施。</p> <p>☆受講希望者もこの職業での就業が可能との自信を得て、トライアル雇用へ移行。</p>

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	乳販売実務科
受講者数	1人
訓練期間	2か月（1か月訓練の弾力化）
訓練時間	67時間
カリキュラム内容	乳製品販売基本実技：ビン回収・洗浄、ビン用コンテナ回収・洗浄、商品仕分け、配達準備 乳製品販売実技：配達準備、配達、数量確認、伝票記入、集金、新規顧客開拓
対象障害	精神障害
委託先	企業（個人経営）
特記事項	<p>☆精神障害地域生活支援センターの協力の下、受講生の状況を把握し、訓練期間を弾力化した職業訓練を実施。</p> <p>☆職業訓練修了後引き続き委託先企業への雇用が実現。将来的には独立開業の可能性もあり。</p>

(6) 労働市場ニーズのある職業技能の習得を目指して

IT、介護、コールセンター等々、新たな職域の技能等の習得を障害の対応に応じた内容で実施して

○就職の基礎となるIT技能を習得するための職業訓練事例：

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	パソコン実務科（計5回）
受講者数	78人
訓練期間	1か月
訓練時間	100時間
カリキュラム内容	パソコン基本操作、Word、Excel 実務
対象障害	身体障害
委託先	民間教育訓練機関 
特記事項	☆公共職業安定所との連携により、1月の短期集中パソコン研修を実施し、40%近い就職が実現。

○オンデマンド印刷技能の習得を民間企業（工房）で実施し、就職が実現した事例：

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	マッキントッシュ修得科
受講者数	10人
訓練期間	3か月
訓練時間	240時間
カリキュラム内容	学科（160時間）： <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス基礎（ビジネスマナー、接客の基本知識、守秘義務と社内外文書の取り扱い） ・マッキントッシュの操作（オンデマンド印刷におけるマッキントッシュの位置づけ、操作の基本、周辺機器の接続と使い方） ・デザインソフトの操作（フォトショップの操作） 実技（80時間）： オンデマンド印刷原稿の作成方法、名刺の作り方と演習
対象障害	身体障害
委託先	企業
特記事項	☆学科、実技の他に、就職に向けての心構えや印刷業務の特徴等を話し合う機会を設定する等により、就職に対する動機付けを高める内容で職業訓練を実施。 ☆40%を超える就職が実現。 

○コールセンターのオペレーター技能を習得するための職業訓練事例：

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	コールセンターオペレーター科 
受講者数	3人
訓練期間	2か月
訓練時間	170時間
カリキュラム内容	ITリテラシー（パソコン操作、Word、Excel 実務等） コールセンター概要（オペレーターの役割と心構え） 電話対応基礎（電話対応法と音声表現） 電話対応実務（顧客の要望の把握、顧客に対する正確な情報伝達） 事務処理基礎（起票、入力、チェック作業等） ビジネスマナー 就職支援（面接の心構え、プレゼン技法等）
対象障害	身体障害
委託先	民間教育訓練機関
特記事項	☆コールセンターオペレーターとしての就職が実現（2人）。

○ピアヘルパー、ホームヘルパー2級の専門技能習得のための職業訓練事例：

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	ピアヘルパー養成科
受講者数	13人 
訓練期間	4か月（標準2か月の訓練を4か月に弾力化）
訓練時間	178時間 
カリキュラム内容	ホームヘルパー2級課程（167時間） 精神障害のある人を対象としたホームヘルパー課程（11時間）
対象障害	精神障害、身体障害
委託先	NPO法人
特記事項	☆就職が期待できる2級のホームヘルパーの資格取得が目標。 ☆当事者同士、相互に安心してサポートし、サポートされることが できるピア・ホームヘルパー課程も実施。 ☆障害の特性を配慮して、訓練期間を弾力化。 ☆実習先はNPO法人が開拓。座学講習の会場は市が提供。

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	ピア・ヘルパー養成科
受講者数	36人
訓練期間	3か月

訓練時間	240時間
カリキュラム内容	居宅介護従事者2級課程、精神障害者ホームヘルパー、難病患者等ホームヘルパーの養成
対象障害	精神障害
委託先	財団法人
特記事項	<p>☆保健所等の協力を得て、地域の病院や施設に周知し、保健所から受講生を推薦→公共職業安定所で受付→受講者決定</p> <p>☆職業訓練受講中も保健所等との連携を図り、40%を超える就職が実現。</p>

ここがポイント!

○保育士の補助技能を習得するための職業訓練

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	保育サポート科
受講者数	3人
訓練期間	3月
訓練時間	291時間
カリキュラム内容	保育士の補助的業務（身体測定、体育・音楽遊び、絵本の読み聞かせ、園外保育、避難等）
対象障害	知的障害
委託先	NPO法人
特記事項	<p>☆知的障害のある人の特性を活かした新しい職種を開発するため、保育士の補助業務の習得と園児との関わり合いを中心にカリキュラムを作成して実施。</p>

ここがポイント!

○障害者の能力開発にノウハウのある民間能力開発機関での通年実施事例：

コース区分	知識・技能習得訓練コース
コース名称	ビジネス実務コース(*1)、作業・実習体験コース(*2)、製パン食品衛生コース(*3)、作業習得コース、実務作業コース、ビジネスパートナーコース、CADコース、高齢者介護業務コース、ホームヘルパーコースなど20コースを用意
受講者数	年間を4つのクール（第1クール、第2クール、第3クール、第4クール）に分けて、常時実施
訓練期間	3か月、2か月
訓練時間	300時間（200時間）標準
カリキュラム内容	施設内の訓練資源を活かした多様なコースと内容
対象障害	身体障害、知的障害、精神障害 など
委託先	民間職業能力開発機関
特記事項	☆特別委託訓練を実施する等、障害のある人を対象とした職業能

ここがポイント!	力開発にすぐれたノウハウを有する民間職業能力開発機関で実施。 ☆訓練前に個別面接を行い本人のニーズを把握→適切な訓練コース及び訓練の目的・趣旨を説明→職業訓練現場の見学→職業訓練受講（1月に1回訓練の評価をフィードバック）→就職支援。
----------	--

- * 1 ビジネス実務コースの職業訓練カリキュラム（身体障害のある人対象：2月・258時間）
 - (1) 学科（162時間）：OSの基礎、オペレーション演習、ビジネスソフト（ワープロ、表計算）、インターネット、情報リテラシー、Webデザイン、特別講座（ビジネスマナー、ビジネス文書作成、就職に向けての講話、履歴書の書き方、ハードウェアの基本構造等）
 - (2) 実技（96時間）：パソコン実務、演習
- * 2 作業・実習体験コースの職業訓練カリキュラム（精神障害のある人対象：2月・256時間）
 - (1) 学科（58時間）：社会生活・就労生活基礎知識、金銭管理、製造作業概論、事務作業概論、パソコン操作概論、事務機器操作概論、安全衛生、個人面談・月次評価、自己管理
 - (2) 実技（198時間）：体育、基本的作業、応用作業、専門技能等
- * 3 製パン食品衛生コースの職業訓練カリキュラム（知的障害のある人対象：2月・270時間）
 - (1) 学科（60時間）：社会生活基礎、素材と栄養（パンの種類と栄養、製パン機器、製パン技術等）、食品衛生
 - (2) 実技（210時間）：製パン加工（食品取扱者の衛生基礎実習、施設設備の衛生管理基礎実習、製パン実習、包装と物流の基礎実習、販売実習等）

(7) 知識・技能習得訓練コースと実践能力習得訓練コースを組み合わせる

コース区分	知識・技能習得訓練コース＋実践能力習得訓練コース
コース名称	パソコン技能習得科（知識・技能習得訓練コース）＋企業実践科（実践能力習得訓練コース）
受講者数	2人
訓練期間	パソコン技能習得科 2～3 か月＋企業実践科 1 か月（又は 2～3 か月）
訓練時間	パソコン技能習得科 188～302 時間＋企業実践科 90～120 時間（又は 252～434 時間）
カリキュラム内容	パソコン技能習得科：Word、Excel、eメール等の活用、ビジネス文書作成、ビジネスマナー、履歴書の書き方、面接の受け方 企業実践科：パソコンによる文書作成、データ管理、ファイリング
対象障害	身体障害、精神障害
委託先	パソコン技能習得科：民間教育訓練機関 企業実践科：企業（障害者求人未充足企業）
特記事項	☆知識・技能習得訓練コース修了後、開拓先企業のニーズに応じた人材を障害者職業訓練コーディネーターがマッチングし、実践能力習得訓練コースを実施。 ☆実践能力習得訓練コース委託先企業への就職が実現。

ここがポイント!

ここがポイント!

4 委託訓練の制度についてよくある質問とその答

Q 知識・技能習得訓練コースの修了後、実践能力習得訓練コースを実施することはできますか。

委託訓練は、3ヵ月以内を標準とし、ハローワーク所長の受講あっせんを受けた者を対象に実施するものですが、平成17年度から就職のために最も適当と委託元の職業能力開発校が判断した場合は、ハローワークの受講あっせんを必要とせず、複数回（ただし、通算6月以内）受講することが可能となりました。したがって、就職のために最も適当と判断される場合は、知識・技能習得訓練コースの修了後、実践能力習得訓練コースを受講することは可能です。

複数回の委託訓練を実施する場合は、就職に向けた訓練目標を明確にして、効果的に実施することが望まれます。

また知識・技能習得訓練コースにおいて、職場実習を柔軟に組み合わせて実施することも可能です。この場合、当初から職場実習を組み合わせて設定することが困難であれば、知識・技能習得訓練コースの訓練受講中に契約の変更により対応することも可能です。

Q 訓練期間の弾力化とはどういうことをいうのですか。

訓練期間の弾力化とは、精神障害等その障害特性により、短時間の訓練から始めて訓練時間を段階的に延長することが効果的な者について、訓練時間の月当たりの下限を設けず、総訓練時間300時間・訓練期間6月以内で弾力化前の訓練期間を2倍まで延長して委託訓練を実施することをいいます。総訓練時間の下限は、次表のとおりです。

弾力化前の 訓練期間	弾力化した訓練期間		
	訓練期間の延長	総訓練時間の下限時間（注）	委託料上限
1月	⇒ 2月以内	知識技能習得訓練コース80時間 実践能力習得訓練コース60時間	6万円
2月	⇒ 4月以内	知識技能習得訓練コース160時間 実践能力習得訓練コース120時間	12万円
3月	⇒ 6月以内	知識技能習得訓練コース240時間 実践能力習得訓練コース180時間	18万円

（注）知識・技能習得訓練コースで1単位時間を45分以上60分未満とする場合は、当該単位時間を1時間とみなします。

Q 委託訓練を実施する機関が訓練受講生に対して交通費を支給しても構いませんか。

委託訓練を受託した機関（委託訓練実施機関）が、委託料の中から、交通費、食事代等の実費補填型の給付を行うことについては問題ありません。

ただし、出来高払い、時間給、日給の要素があるものについては、既に雇用関係にあるとみなされて職業訓練とは位置付けられなくなりますので、留意が必要です。

Q 訓練受講生の訓練中の物損事故については、どのように対応すれば良いか

訓練受講生自身の労災事故については、知識・技能習得訓練コースにおける職場実習及び実践能力習得訓練コースの場合、労災保険の特別加入対象としていますが、訓練受講生が委託訓練先で物損事故を起こした場合の補償については、個人の責任において保険に加入（任意加入）することを基本としています。物損事故に備えて、中央職業能力開発協会の職業訓練生総合保険等への加入をお勧めします。

Q 支援費で運営されている施設で、障害者委託訓練を実施することはできますか。

委託訓練を実施するのに必要なスペース、指導員が確保され、就職に向けた訓練を実施することができることという留意点は、どのような委託先機関であっても共通のものです。支援費により運営されている授産施設、運営費について補助金が支出されている授産施設及び小規模通所授産施設については、これら施設の本来の事業運営及び施設利用者に対する支援に支障がなく、就職に必要な知識・技能の習得を図り、障害のある人の就職の促進に資するというこの委託訓練の目的に沿った職業訓練の実施が見込まれることに留意が必要です。

（なお、障害者自立支援法により、平成18年10月から福祉施設新サービス体系に段階的に移行されることとなります。）

Q 訓練を受講したいのですが、どこに申し込めばいいですか。

この委託訓練を受講したい、あるいは受託機関となってこの委託訓練を実施したいという場合は、各都道府県で選定している拠点となる職業能力開発校若しくは最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。各都道府県で選定している拠点校等の連絡先については、次ページの一覧表をご参照下さい。

5 都道府県別問い合わせ先一覧

	委託訓練拠点校	連絡先（TEL）
北海道	①北海道立高等技術専門学校、②北海道障害者職業能力開発校	011-231-4111 内26-523(人材育成課)
青森県	①青森高等技術専門学校、②弘前高等技術専門学校、③八戸工科学院	017-734-9415 (労政能力開発課)
岩手県	産業技術短期大学校	019-697-9088
宮城県	宮城障害者職業能力開発校	022-233-3124
秋田県	①鷹巣技術専門学校、②秋田技術専門学校	①0186-63-1626、②018-895-7166
山形県	山形職業能力開発専門学校	023-644-9227
福島県	①郡山高等技術専門学校、②会津高等技術専門学校、③浜高等技術専門学校	①024-944-1663、②0241-27-3221、③0244-26-1555
茨城県	水戸産業技術専門学校	029-269-2160
栃木県	①県立高等産業技術学校、②県立北高等産業技術学校、③県立南高等技術学校	①028-689-6374、②0287-64-4000、③0284-91-0803
群馬県	①高崎産業技術専門学校、②太田産業技術専門学校	①027-320-2221、②0276-31-1776
埼玉県	①職業能力開発センター、②中央高等技術専門学校、③川越高等技術専門学校、④熊谷高等技術専門学校	048-830-4598 (職業能力開発課)
千葉県	県立障害者高等技術専門学校	043-291-7744
東京都	東京障害者職業能力開発校	03-3202-2122(東京しごと財団心身障害者職能開発センター)
神奈川県	神奈川県障害者職業能力開発校	042-744-1243
新潟県	新潟テクノスクール	025-247-7361
富山県	①技術専門学校、②富山職業能力開発センター、③黒部職業能力開発センター、④福野職業能力開発センター	①076-451-8802、②076-451-3504、③0765-52-0251、④0763-22-3152
石川県	①石川障害者職業能力開発校、②小松産業技術専門学校、③七尾産業技術専門学校	①076-248-2235、②0761-44-1183、③0767-52-3159
福井県	福井産業技術専門学校	0776-52-2120
山梨県	県立就業支援センター	055-251-3210
長野県	①長野技術専門学校、②松本技術専門学校	①026-292-2341、②0263-58-3158
岐阜県	国際たくみアカデミー	0574-25-2551
静岡県	①県立沼津技術専門学校、②県立清水技術専門学校、③県立浜松技術専門学校	①055-966-2011、②0543-45-2032、③053-462-5600
愛知県	愛知障害者職業能力開発校	0533-93-2102
三重県	津高等技術学校	059-224-2465 (雇用・能力開発室)
滋賀県	①草津高等技術専門学校、②近江高等技術専門学校	077-528-3755 (労政能力開発課)
京都府	城陽障害者高等技術専門学校	0774-54-3600
大阪府	大阪障害者職業能力開発校	06-6944-6764 (能力開発課)
兵庫県	①県立障害者高等技術専門学校、②兵庫障害者職業能力開発校	①078-927-3230、②072-782-3210
奈良県	県立高等技術専門学校	0742-27-8834 (雇用労政課)
和歌山県	①和歌山高等技術専門学校、②田辺高等技術専門学校、③新宮高等技術専門学校	①073-477-1253、②0739-22-2259、③0735-31-7329
鳥取県	①県立倉吉高等技術専門学校、②県立米子高等技術専門学校	①0858-26-2247、②0859-24-0371
島根県	①松江高等技術校、②出雲高等技術校、③浜田高等技術校、④益田高等技術校	①0852-21-3673、②0853-28-2733、③0855-27-0457、④0856-22-2450
岡山県	①岡山高等技術専門学校、②倉敷高等技術専門学校、③津山高等技術専門学校、④美作高等技術専門学校	①0869-52-1651、②086-424-3311、③0868-26-1125、④0868-72-0453、086-226-7387 (労政雇用対策課)
広島県	広島障害者職業能力開発校	082-254-1766
山口県	①県立東部高等産業技術学校、②県立西部高等産業技術学校	①0834-28-2233、②0832-48-3505
徳島県	徳島テクノスクール	088-631-1474
香川県	高松高等技術学校	087-881-3171
愛媛県	松山高等技術専門学校	089-972-0404
高知県	①県立高知高等技術学校、②県立中村高等技術学校	088-823-9766 (雇用労働政策課)
福岡県	福岡障害者職業能力開発校	093-741-5431
佐賀県	県立産業技術学院	0952-25-7101 (労働課)
長崎県	①長崎高等技術専門学校、②佐世保高等技術専門学校	①095-887-5671、②0956-62-4151
熊本県	熊本高等技術訓練校	096-378-0121
大分県	①大分高等技術専門学校、②大分県竹芸・訓練支援センター	①097-542-3411、②0977-23-3609
宮崎県	県立産業技術専門学校	0985-26-7105 (労働政策課)
鹿児島県	鹿児島障害者職業能力開発校	0996-44-2206
沖縄県	①具志川職業能力開発校、②浦添職業能力開発校	098-866-2366 (雇用労政課)

(平成18年3月)